

才保社第4955号  
令和6年(2024年)1月19日

各介護保険サービス施設・事業所管理者様

北海道オホーツク総合振興局  
保健環境部社会福祉課長

通所介護費等における所要時間の取扱いについて（周知）

このことについて、別紙のとおり厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課及び老人保健課から連名で通知がありましたので、お知らせします。

担当：石岡（主査 [保険指導]）  
電話：0152-41-0690（内線：3844）  
メール：ishioka.ryouta@pref.hokkaido.lg.jp